

## 京丹後市笑顔あふれる安全・安心まちづくり推進委員会会則

### (名称)

第1条 本会は、京丹後市笑顔あふれる安全・安心まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、市民はもとより、誰もが安全で安心して暮らし、また訪れることができる日本一、ひいては世界に誇れる「笑顔あふれる安全・安心なまち」を目指して、市民、関係機関、関係団体、事業所等との緊密な連携により、交通安全・交通事故防止対策、防犯・暴力追放活動等の各種安全対策を推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全活動の推進を図るための連絡調整及び啓発に関すること。
- (2) 生活道路及び幹線道路の安全確保を図るための連絡調整及び実施に関すること。
- (3) 防犯・暴力追放のための連絡調整及び啓発に関すること。
- (4) 犯罪の起きにくい環境整備のための連絡調整及び実施に関すること。
- (5) 被害者の救済・支援に関する連絡調整及び実施に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、京丹後市並びに別表1に掲げる関係機関、関係団体等の代表者を持って組織する。

### (役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 参与 1名

2 会長は、京丹後市長の職にある者とし、副会長は、京丹後警察署長の職にある者をもってあてる。

3 参与は、京都府警察本部を代表して治安対策官の職にある者をもってあてる。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 参与は、京都府警察本部との連携拡充を図り、委員会への専門的な助言等を行う。

(会議及び運営)

第7条 委員会の会議及び運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 委員会の会議は、年1回以上開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。
- (3) 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (4) 会長が必要と認めたときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門部会及び運営)

第8条 委員会の活動を推進するため、委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 交通安全部会
- (2) 防犯・暴力追放部会

2 前項に掲げる専門部会の構成及び所掌事務は、別表2に掲げるとおりとする。

3 専門部会の部会長は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 交通安全部会の部会長 京丹後交通安全協会会長
- (2) 防犯・暴力追放部会の部会長 京丹後防犯協会会長
- (3) 専門部会の会議は、年1回以上開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。
- (4) 専門部会の連携を図るため、合同部会を開催することができる。

(秘密の保持)

第9条 会員は、委員会の活動を通じて知り得た秘密事項を、会員以外の者に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、京丹後市役所市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成27年9月7日から施行する。

2 この会則の施行に伴い、次に掲げる規約及び会則は廃止する。

- (1) 京丹後市交通安全対策協議会規約（平成16年8月27日制定）
- (2) 京丹後市防犯・暴力追放推進協議会会則（平成16年11月18日制定）

別表 1

## 京丹後市笑顔あふれる安全・安心まちづくり推進委員会名簿

団体名等	役職	氏名	委員会 での役職
京丹後市	市長		会長
京丹後市	副市長		
京都府警察本部	治安対策官		参与
京都府丹後広域振興局	局長		
京都府京丹後警察署	署長		副会長
京丹後市教育委員会	教育長		
京丹後市消防本部	消防長		
京丹後防犯協会	会長		
京丹後市消防団	団長		
京丹後警察署協議会	会長		
京丹後市社会福祉協議会	会長		
京丹後市民生・児童委員協議会	会長		
京丹後市保護司会	会長		
京丹後金融機関防犯連絡協議会	会長		
京丹後市商工会	会長		
京丹後建設業協会	会長		
京丹後市防犯委員会	会長		
京丹後防犯推進委員協議会	会長		
京都府自動車販売店暴力対策協議会峰山・網野・久美浜支部	支部長		
京丹後市交通安全指導員	会長		
京丹後地域交通安全活動推進委員協議会	会長		
京丹後交通安全協会	会長		
京丹後安全運転管理者部会	部会長		
京丹後市区長連絡協議会	会長		
京丹後市老人クラブ連合会	会長		
京丹後市PTA協議会	会長		
京丹後市小学校長会	会長		
京丹後市中学校長会	会長		
峰山自動車整備工業協同組合	理事長		
丹後海陸交通株式会社	代表取締役社長		
WILLER TRAINS株式会社	代表取締役		
京丹後市連合婦人会	会長		
京丹後市女性連絡協議会	会長		
NPO 法人京丹後コミュニティ放送	理事長		
航空自衛隊第35警戒隊	隊長		
米軍経ヶ岬通信所	司令官		
事務局：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地 京丹後市役所 市民部 市民協働課 防犯・交通安全係 連絡先 TEL (0772) -69-0240			

別表 2

専門部会の構成及び所掌事務

1 交通安全部会

(1) 部会の構成

団体名等	役職	氏名	部会での役職
京丹後交通安全協会	会長		部会長
京丹後安全運転管理者部会	部会長		
京丹後地域交通安全活動推進委員協議会	会長		
京丹後市交通安全指導員	会長		
京丹後警察署	交通課長		
京都府丹後広域振興局丹後土木事務所	企画調整室長		
京丹後市	建設部長		
京丹後市	市民部長		
京丹後市教育委員会	教育次長		

(2) 交通安全部会の所掌事務

- ア 市域の道路及び交通環境の整備・拡充を図る連絡調整
- イ 交通事故多発警報発令のための連絡調整
- ウ 交通安全運動等の具体的な活動計画作成および実施

2 防犯・暴力追放部会

(1) 部会の構成

団体名等	役職	氏名	部会での役職
京丹後防犯協会	会長		部会長
京丹後防犯推進委員協議会	会長		
京丹後市防犯委員会	会長		
京丹後警察署	生活安全課長		
京丹後警察署	刑事課長		
京都府丹後広域振興局	総務室長		
京丹後市	健康長寿福祉部長		
京丹後市	市民部長		
京丹後市教育委員会	教育次長		

(2) 防犯・暴力追放部会の所掌事務

- ア 市民等の防犯・暴力追放活動に関する支援のための連絡調整
- イ 特殊詐欺など各種の防犯対策のための具体的な活動計画作成及び実施